



### 4 区の責務

- (1) 自治体政府としての基本的役割  
区は、自治体政府として、「地方自治の本旨」に基づいて、住民の福祉の増進に向けて、必要な施策を実施し、最少の経費で最大の効果を発揮します。
- (2) 区を構成する議事機関としての議会と、区長、区長の補助機関及び行政委員会などの執行機関は、それぞれの責務を果たすことを通じて、共通の目標である「地方自治の本旨」の実現を図ります。

執行機関は、区民ニーズの把握に努め、各部署が情報を共有し、連携協力して、適正かつ迅速に公共的サービスを提供します。

#### (2) 区長の責務

区長は、区民の信託に応え、文京区の代表者として協働・協治の社会の創造のために、公正かつ誠実に区政の執行に当たります。

区長は、区政の執行を通して実現すべき政策を区民に対して明らかにするとともに、その達成状況についても区民に報告します。

#### (3) 区議員の責務

区は、自ら公共的サービスの提供という役割を担うだけでなく、他の主体により公共的サービスの提供が適正に行われることを保証するよう努めます。

#### (3) 調整者としての役割

区は、必要に応じて、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者の間の調整・調停を行う役割を担います。

#### (4) 地域の担い手の育成支援

区は、他の主体の自主性や自律性を尊重しつつ、地域社会に関心を持ち、公共的な課題の解決に参画する人や団体の育成を支援します。

### 5 区議会の責務

【参考意見】として示しています。

### 6 執行機関の責務

#### (1) 執行機関の責務

区長、区長の補助機関及び行政委員会などの執行機関は、協働・協治の社会の創造のために、その権限と責任において公正かつ誠実に職務の執行に当たります。

執行機関は、持続可能で健全な行政財政運営を図ります。

### 7 協働・協治の推進

#### (1) 各主体の情報の公開

行政情報の公開  
区は、区民等の行政情報を知る権利を保障するとともに、区民等の行政情報の公開を請求する権利を明らかにし、区民等の区政への参画の促進を図り、区民等との信頼関係のもとに公正で開かれた区政を実現するために、個人情報保護に配慮しつつ、行政情報を積極的に公開します。

区は、区民等の行政情報を知る権利を保障するとともに、区民等の行政情報の公開を請求する権利を明らかにし、区民等の区政への参画の促進を図り、区民等との信頼関係のもとに公正で開かれた区政を実現するために、個人情報保護に配慮しつつ、行政情報を積極的に公開します。

#### 区の説明責任

区は、政策の立案から実施及び評価にいたるまでの過程において、区政について、区民等にわかりやすく説明する責任を果たすよう努めます。

#### 区民等の情報公開

区民等は、それぞれが保有する公共的な活動に関する情報を共有することができるよう、個人情報の保護に配慮しつつ、その公開に努めます。

#### 区民等の説明責任

区民等は、自らが行う公共的な活動等について、他の主体に対し、わかりやすく説明するよう努めます。

#### (2) 各主体の参画

政策立案・実施・評価の各段階への区民等の参画  
区は、協働・協治の視点に立って、その政策の立案、実施、評価の各段階において、他の主体の参画を図ります。

区は、協働・協治の視点に立って、その政策の立案、実施、評価の各段階において、他の主体の参画を図ります。

区は、協働・協治の視点に立って、その政策の立案、実施、評価の各段階において、他の主体の参画を図ります。

#### 区への提案制度

区は、区民等が区政に関する公共的な提案ができるように努め、提案に対しては協働・協治の視点に立って対応するしくみをつくります。

#### 各主体相互の活動への参画

各主体は、公共的な課題の解決を図る活動に相互に参画しあい、連携を図るために対話し、交流し、学びあいます。

区は、各主体が相互に活動に参画し合えるような場をつくるように配慮します。

#### (3) 各主体の意思の表明

区は、区政運営の基本的な指針や政策について、区民等に周知し、その意思を明確に表明するよう努めます。

区は、重要な政策及び計画の策定に当たり、区民等からの意見等を聴取し、それに対する区の考え方を公表しなければなりません。

#### 住民投票

区は、文京区にかかわる重要事項について、直接区民の意思を確認するため、住民投票制度を設けることができます。

住民投票の制度及び実施に関し必要な事項は、別に条例で定めます。

#### (4) 協働・協治の推進体制

各主体の社会資源の活用等  
各主体は、協働・協治の推進にあたっては、それぞれが社会資源を活用するとともに、自ら社会資源を創出し、相互に提供しあうように努めます。

区外の人々との連携・協力  
各主体は、様々な取り組みや活動を通じて、区外の人々、団体、行政など、あらゆる方法で積極的に連携・協力します。

協働・協治推進のしくみ  
区は、他の主体とともに協働・協治の推進のしくみづくりを進めます。

区における条例の尊重義務  
区は、他の条例の制定や政策の実施などにあたり、この条例の趣旨を尊重するものとします。

#### 地域説明会のご案内

「中間のまとめ」の説明会を左表のとおり行います。説明会は、各回1時間30分程度を予定しています。説明内容はどの回も同じです。ご都合にあわせてぜひご参加ください。

| 月日(曜日)   | 開始時刻 | 会場                             |
|----------|------|--------------------------------|
| 4月19日(月) | 午後7時 | 湯島生涯学習館(湯島2-28-4)              |
| 4月20日(火) | 午後7時 | 不忍通りふれあい館(根津2-20-7)            |
| 4月21日(水) | 午後7時 | 目白台会館(目白台3-18-7)               |
| 4月22日(木) | 午後7時 | 茗台生涯学習館(春日2-9-5)               |
| 4月23日(金) | 午後7時 | 向丘会館(西片2-19-15)                |
| 4月24日(土) | 午後2時 | 文京シビックセンター4階シルバーホール(春日1-16-21) |
| 4月26日(月) | 午後7時 | スポーツセンター(大塚3-29-2)             |
| 4月27日(火) | 午後7時 | 大原会館(千石4-1-2)                  |
| 4月28日(水) | 午後7時 | 本駒込地域センター(本駒込3-22-4)           |

「文の京」の区民憲章特等号のイラストは、区内在住の漫画家・丸さんの好意により、「一年一組甲斐せんせい」のイラストを借らせていただきました。

### 【参考意見】

区議会は地方公共団体を構成する重要な組織であり、区民憲章の項目の一つとして、区議会の規定について検討する必要がありますが、現在、区議会では、「議会の活性化」について検討が行われています。そこで、区議会の規定については、「参考意見」としてまとめました。

#### 区議会の責務

##### (1) 区議会の基本的責務

区議会の基本的責務  
区議会は、直接選挙により区民から信託を受けた議員によって構成された意思決定機関であり、条例、予算等の議決により意思を決定するとともに、区長及び執行機関が政策を適正に執行しているか監視します。

##### (2) 協働・協治の社会における区議会の責務

区議会の公開と情報共有  
区議会は、その活動にあたって会議及びその審議記録の公開を進めるとともに、あらゆるメディアを通じ、広く議会関係の情報の公開に努めます。

##### (3) 議員の責務

議員の責務  
区議会議員は、住民からの信託を自覚し、政策立案能力や審議能力の向上に努め、広く区民と対話する等、自らの考えや活動を区民に知らせます。

#### 区民の意思の集約

区議会は、その活動にあたって常に区民の意思を掌握し、その意思を反映するよう努めます。

#### 区議会の活性化

区議会への区民参加、区民等と議員との直接対話の場の提供など、わかりやすく開かれた議会運営をめざし、また、政策議論の充実、審議方法の改善などにより区議会の活性化を進め、区議会に対する区民の関心を高め、信頼と理解を得られるよう努めます。

多くの区民の皆さんからのご意見をお待ちしています。